

障害者虐待対応処遇検討会議実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が実施する障害者虐待対応処遇検討会議(以下「検討会議」という。)に関し必要な事項を定める。

(設置)

第2条 障害者等の虐待防止及び支援困難事例に対する適切な判断・支援方法の検討や専門的助言指導を得る機会として検討会議を設置する。

(構成)

第3条 検討会議は、原則として次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 事例に関わる支援者
- (2) 事例に応じた適切な専門家(以下「アドバイザー」という。)
- (3) その他、適当と認める者

2 検討会議は、支援困難な障害者虐待等のケース(以下「ケース」という。)の状況に合わせて、その都度、区役所担当課長が、必要と認める前項各号に掲げる者を召集するものとする。

3 障害保健福祉課長がアドバイザーとして医師、弁護士、学識経験者等の助言が必要があると認めるときは、検討会議の参加を依頼し、その専門的な助言を得ることができる。

(協議事項)

第4条 検討会議は次に掲げる事項を協議する。

- (1) ケースに関する関係機関相互の情報交換による課題の共有化に関すること。
- (2) ケースへの介入及び支援方法に関すること。
- (3) ケースに関わる養護者支援に関すること。
- (4) その他、障害者虐待防止に関すること。

(会議の開催及び庶務)

第5条 検討会議は、必要において開催し、庶務は区役所社会福祉課が行う。

(守秘義務)

第6条 検討会議の構成員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。